

GRIガイドライン対照表

「日立電線グループCSR報告書2011」の作成にあたり、GRIの「サステナビリティ・レポート・ガイドライン第3.1版※」に準拠しました。

以下は、同ガイドラインの指標との対照表を示しています。

本報告書はGRIガイドラインに定義されるアプリケーションレベル「B」に該当します。

※UNEP(国連環境計画)の公認団体である国際的非常利団体「GRI(Global Reporting Initiative)」が策定した、組織が持続可能性報告書を作成する際にそのパフォーマンス情報を開示するための枠組みとなるガイドライン。

| 報告書アプリケーション・レベル | | C | C+ | B | B+ | A | A+ |
|-----------------|---|--|---|---|---|--|---|
| 標準 開示 | プロフィール の情報開示 OUTPUT | 報告 1.1 2.1-2.10 3.1-3.8, 3.10-3.12 4.1-4.4, 4.14-4.15 | 外部 保証 を 受 け た 報 告 書 | レベルCの要求項目に 以下を加える 1.2 3.9, 3.13 4.5-4.13, 4.16-4.17 | 外部 保証 を 受 け た 報 告 書 | レベルBと同様 | 外部 保証 を 受 け た 報 告 書 |
| | マネジメント・ アプローチの 開示 OUTPUT | 要求項目なし | | 各カテゴリの指標に対する マネジメント・ アプローチの開示 | | 各カテゴリの指標に対する マネジメント・ アプローチの開示 | |
| | 業種別 補足文書の パフォーマンス 指標 OUTPUT | パフォーマンス指標について 少なくとも10の報告があること。 そのうち、社会、経済、 環境分野について少なくとも 一つ報告があること※1 | | パフォーマンス指標について 少なくとも20の報告があること。 そのうち、経済、環境、人権、 労働、社会、製品責任分野 について少なくとも一つ報告が あること※2 | | 中核指標および業種別補足 文書※3のパフォーマンス指標 に対応していること。 重要性の原則を考慮して、 a) 指標について報告、または b) 指標の報告の省略の説明 があること | |

※1 パフォーマンス指標は、最終版の業種別文書から選択してもよい。ただし、10のうち7または元のGRIガイドラインから選択すること

※2 パフォーマンス指標は、最終版の業種別文書から選択してもよい。ただし、20のうち14は、元のGRIガイドラインから選択すること

※3 最終版の業種別補足文書

GRIガイドラインG3.1

| 項目 | 指標 | 該当ページ、直接回答 および備考 |
|----------------------|--|---|
| 基本開示パートI：企業情報 | | |
| 1. 戦略および分析 | | |
| 1.1 | 組織にとっての持続可能性の適合性とその戦略に関する組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明 | 7-8 |
| 1.2 | 主要な影響、リスクおよび機会の説明 | 7-8, 15-18 |
| 2. 組織のプロフィール | | |
| 2.1 | 組織の名称 | 3 |
| 2.2 | 主要な、ブランド、製品および/またはサービス | 5-6 |
| 2.3 | 主要部署、事業会社、子会社および共同事業などの、組織の経営構造 | 1, 3-4 |
| 2.4 | 組織の本社の所在地 | 3 |
| 2.5 | 組織が事業展開している国の数および主要な事業展開を行っている、あるいは報告書中に掲載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名 | 4 |
| 2.6 | 所有形態の性質および法的形式 | 17 |
| 2.7 | 参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客/受益者の種類を含む） | 4, 5-6 |
| 2.8 | 報告組織の規模 | 3-4, 5-6 アニュアルレポート2011 P. 2, 12-15 http://www.hitachi-cable.com/ir/report/annual/a2011.html |
| 2.9 | 規模、構造または所有形態に関して報告期間中に生じた大幅な変更 | 該当なし |
| 2.10 | 報告期間中の受賞歴 | 26 |
| 3. 報告要素 | | |
| 3.1 | 提供する情報の報告期間（会計年度/暦年など） | 1 |
| 3.2 | 前回の報告書発行日（該当する場合） | 1 |
| 3.3 | 報告サイクル（年次、半年ごとなど） | 1 |
| 3.4 | 報告書またはその内容に関する質問の窓口 | 1 |
| 3.5 | 報告書の内容を確認するためのプロセス | 当社は事業活動に直接関係のある組織等をステークホルダーと定義しており、当社が事業活動を行っている国内外地域コミュニティが含まれる。一方、当社事業はBtoB事業であるため、消費者は含まれない。当社は、自社の持続可能性維持のためには、法令順守、公正な取引、製品の品質向上、株主還元、これらを実現できる労働環境の確保が必要と考える。また当社は、金属材料・部品の製造を行うため、生物多様性を含む環境保全活動を行っている。当社の重要課題は、ステークホルダーや地球環境に影響を持つ事業関連活動であると認識しており、本レポートは、事業および関連活動をステークホルダー別に取り上げるとともに、環境活動のページも設けている。掲載内容は、国内ステークホルダーに対する、報告ならびに活動についてのアンケート調査を基に決定している。2011年版は、当社事業所、グループ会社の多くが東日本大震災の被災地域にあり、復旧活動と並行して地域の支援活動を実施したため、震災に関わる活動報告を取り上げた |
| 3.6 | 報告書のバウンダリー（国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤーなど）。詳細はGRIバウンダリー・プロトコルを参照。 | 1, 3-4, 40 |
| 3.7 | 報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体的な制限事項を明記する。 | 1, 3-4, 40 |
| 3.8 | 共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている事業および時系列または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由。 | 1, 3-4 |
| 3.9 | 報告書内の指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤、GRIプロトコルの不採用または変更についての説明。 | 29, 42, 44, 46, 54, 55 |
| 3.10 | 以前の報告書で掲載済みである情報を再度記載することの効果の説明およびそのような再記述を行う理由（合併/買収。基本となる年/期間、事業の性質、測定方法の変更など）。 | 該当なし |
| 3.11 | 報告書に適用されているスコープ、バウンダリーまたは測定方法における前回の報告期間からの大幅な変更。 | 50（化学物質排出に関わる規格変更） |
| 3.12 | 報告書内の標準開示の所在地を示す表。 | 1, 59-62 |
| 3.13 | 報告書の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。 | 1 |

| 項目 | 指標 | 該当ページ、直接回答 および備考 |
|-------------------------------|---|--|
| 4. ガバナンス、コミットメントおよび参画 | | |
| 4.1 | 戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造(ガバナンスの構造)。 | 17-18 |
| 4.2 | 最高統治機関の長が、執行役員を兼ねているかどうかを示す。 | 18 |
| 4.3 | 単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび/または非執行メンバーの人数、性別を明記する。 | 18 |
| 4.4 | 株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム。 | 17-20, 25-26, 30 |
| 4.5 | 最高統治機関メンバー、上級管理職および執行役についての報酬(退任の取り決めを含む)と組織のパフォーマンス(社会的および環境的パフォーマンスを含む)との関係。 | 18 |
| 4.6 | 最高統治機関が利害相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス。 | 17-18 |
| 4.7 | 性別、その他のダイバーシティの指標を含め、最高統治機関および委員会のメンバーの構成、質、経験を決定するためのプロセス。 | 17 |
| 4.8 | 経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション(使命)およびバリュー(価値)についての声明、行動規範および原則。 | 13-14, 35 |
| 4.9 | 組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会および国際的に合意された基準、行動規範および原則。 | 17-18 |
| 4.10 | 最高統治機関自体のパフォーマンスを、特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス。 | 17-18 |
| 4.11 | 組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうかおよびその方法はどのようなものかについての説明。 | 18, 19-20, 53-54 |
| 4.12 | 外部で開発され、組織が同意または受諾する経済的、環境的、社会的憲章、原則、その他のイニシアチブ。 | 22, 52, 55-58 |
| 4.13 | 組織が以下の項目に該当するような(企業団体などの)団体および/または国内外の提言機関における会員資格。 ・統治機関内に役職を持っている ・プロジェクトまたは委員会に参加している ・通常の会員資格の義務を超える実質的な資金提供を行っている ・会員資格を戦略的なものとして捉えている | 「日本経団連生物多様性宣言推進パートナーズ」に参加 |
| 4.14 | 組織に参画したステークホルダー・グループのリスト | 14 |
| 4.15 | 参画してもらったステークホルダーの特定および選定の基準 | 当社の主要事業は、産業用電線・ケーブル、金属材料、電気部品の製造であり、関連活動を含め、消費者に直接影響するものではない。よって当社は、顧客、サプライヤー、株主、投資家、従業員、および当社の事業所が所在する地域コミュニティといった、事業関連者をステークホルダーと定義づけている |
| 4.16 | 種類ごとおよびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ。 | 必要に応じて適宜開催(顧客・サプライヤー向けに年数回、株主向け1回、投資家向け4回、労使による会議数回。社会・地域コミュニティについては、p.31-34参照) |
| 4.17 | その報告を通じた場合も含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマおよび懸案事項と、それらに対して、報告を含め組織がどのように対応したか。 | 21-34 |
| 基本開示パートII: マネジメントアプローチ | | |
| マネジメントアプローチEC | | |
| 側面 | 経済的パフォーマンス | 3-4 |
| | 市場での存在感 | 5-6 |
| | 間接的な経済的影響 | 11, 34 |
| マネジメントアプローチEN | | |
| 側面 | 原材料 | 43 |
| | エネルギー | 43, 44-47 |
| | 水 | 43 |
| | 生物多様性 | 8, 31 |
| | 排出物、廃水および廃棄物 | 41-42, 43, 44-47, 48-49, 50-51 |
| | 製品およびサービス | 5-6, 53-54 |
| | 法令遵守 | 19-20 |
| | 輸送 | 47 |
| | 総合 | 8, 35, 36-39, 40, 41-42 |
| マネジメントアプローチLA | | |
| 側面 | 雇用 | 15-16, 28 |
| | 労使関係 | 30 |
| | 労働安全衛生 | 29-30 |
| | 研修および教育 | 27, 28 |
| | ダイバーシティと機会均等 | 27-29 |
| | 男女の報酬不差別 | 性別による給与差なし |
| マネジメントアプローチHR | | |
| 側面 | 投資および調達慣行 | 27-30 |
| | 無差別 | 27-28 |
| | 結社の自由 | 14, 27 |
| | 児童労働 | グループ内に児童労働なし |
| | 強制労働 | グループ内に強制労働なし |
| | 保安慣行 | 29-30 |
| | 先住民の権利 | 関連性なし |
| | 評価 | 15-16 |
| | 苦情の解決 | 15-16 |
| マネジメントアプローチSO | | |
| 側面 | 地域コミュニティ | 31-34 |
| | 不正行為 | 19 |
| | 公共政策 | 13-14 |
| | 非競争的な行動 | 19, 24 |
| | 法令遵守 | 19-20 |
| マネジメントアプローチPR | | |
| 側面 | 顧客の安全衛生 | 関連性なし |
| | 製品およびサービスのラベリング | 5-6 |
| | マーケティング・コミュニケーション | 41-42, 54 |
| | 顧客のプライバシー | 20 |
| | 法令遵守 | 19-20 |
| 基本開示パートIII: パフォーマンス指標 | | |
| 項目 | パフォーマンス指標(●中核/○追加) | |
| 経済 | | |
| 経済的パフォーマンス | | |
| ●EC1 | 収入、事業コスト、従業員の給与、寄付およびその他のコミュニティへの投資、内部留保および資本提供者や政府に対する支払いなど、創出したおよび分配した直接的な経済的価値。 | — |
| ●EC2 | 気候変動による、組織の活動に対する財務上の影響およびその他のリスクと機会。 | — |
| ●EC3 | 確定給付(福利厚生)制度の組織負担の範囲。 | — |
| ●EC4 | 政府から受けた相当の財務的支援。 | — |
| 市場での存在感 | | |
| ○EC5 | 主要事業拠点について、現地の最低賃金と比較した標準的男女別新入社員賃金の比較の幅。 | — |
| ●EC6 | 主要事業拠点での地元のサプライヤー(供給者)についての方針、業務慣行および支出の割合。 | — |
| ●EC7 | 主要事業拠点における現地採用の手順、現地のコミュニティからの上級管理職となった従業員の割合。 | — |
| 間接的な経済的影響 | | |
| ●EC8 | 商業活動、現物支給、または無料奉仕を通じて主に公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスの実施と影響。 | 31-34 |
| ○EC9 | 影響の程度など、著しい間接的な経済的影響の把握と記述。 | 40 |

| 項目 | 指標 | 該当ページ、直接回答 および備考 |
|-------------------------------------|---|---|
| 環境 | | |
| 原材料 | | |
| ●EN1 | 使用原材料の重量または量。 | 43 |
| ●EN2 | リサイクル由来の使用原材料の割合。 | 48-49 |
| エネルギー | | |
| ●EN3 | 一次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量。 | — |
| ●EN4 | 一次エネルギー源ごとの間接的エネルギー消費量。 | — |
| ○EN5 | 省エネルギーおよび効率改善によって節約されたエネルギー量。 | 44-47 |
| ○EN6 | エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための取り組みおよび、これらの取り組みの成果としてのエネルギー必要量の削減量。 | — |
| ○EN7 | 間接的エネルギーの消費量削減の取り組みと達成された削減量。 | 46, 52 |
| 水 | | |
| ●EN8 | 水源からの総取水量。 | 43 |
| ○EN9 | 取水によって著しい影響を受ける水源。 | — |
| ○EN10 | 水のリサイクルおよび再利用が総利用水量に占める割合。 | 43 |
| 生物多様性 | | |
| ●EN11 | 保護地域内あるいはそれに隣接した場所および保護地域外で生物多様性の価値が高い地域に、所有、賃借、または管理している土地の所在地および面積。 | 31 |
| ●EN12 | 保護地域および保護地域外で生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響の説明。 | 31-32 |
| ○EN13 | 保護または復元されている生息地。 | — |
| ○EN14 | 生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置および今後の計画。 | 8, 31-32 |
| ○EN15 | 事業によって影響を受ける地区内の生息地域に生息するIUCN(国際自然保護連合)のレッドリスト種(絶滅危惧種)および国の絶滅危惧種リストの数。絶滅危険性のレベルごとに分類する。 | — |
| 排出物、廃水および廃棄物 | | |
| ●EN16 | 重量で表記する、直接および間接的な温室効果ガスの総排出量。 | 41-42, 44-47, 55 |
| ●EN17 | 重量で表記する、その他関連のある間接的な温室効果ガス排出量。 | — |
| ○EN18 | 温室効果ガス排出量削減のための取り組みと達成された削減量 | 44-47 |
| ●EN19 | 重量で表記する、オゾン層破壊物質の排出量。 | 45 |
| ●EN20 | 種類別および重量で表記するNOx,SOxおよびその他重要な排気物質。 | 45 |
| ●EN21 | 水質および放出先ごとの総排水量。 | 45 |
| ●EN22 | 種類および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量。 | — |
| ●EN23 | 重大な漏出の総件数および漏出量。 | — |
| ○EN24 | バーゼル条約付属文書I, II, IIIおよびVIIIの下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入、輸出あるいは処理の重量および国際輸送された廃棄物の割合。 | — |
| ○EN25 | 報告組織の排水および流出液により著しい影響を受ける水界の場所およびそれに関連する生息地の規模、保護状況および生物多様性の価値を特定する。 | — |
| 製品およびサービス | | |
| ●EN26 | 製品およびサービスの環境影響を緩和する取り組みと、影響削減の程度。 | 53-54 |
| ●EN27 | カテゴリ別の、再生利用される販売製品およびその梱包材の割合。 | — |
| 法令遵守 | | |
| ●EN28 | 環境規制への違反に対する相当な罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数。 | 37 |
| 輸送 | | |
| ○EN29 | 組織の業務に使用される製品、その他物品および原材料の輸送および従業員の移動からもたらされる著しい環境影響。 | 47 |
| 総合 | | |
| ○EN30 | 種類別の環境保護目的の総支出および投資。 | 40 |
| 社会性:労働慣行とディーセント・ワーク(公正な労働条件) | | |
| 雇用 | | |
| ●LA1 | 雇用の種類、雇用契約および地域別の総労働力。 | 4, 15-16, 28 |
| ●LA2 | 従業員の総離職数および離職率の年齢、性別および地域による内訳。 | 4, 28 |
| ○LA3 | 主要な業務ごとの、派遣社員またはアルバイト従業員には提供されないが正社員には提供される福利。 | — |
| ●LA15 | 性別ごとの育児休暇後の復職および定着率 | 29 |
| 労使関係 | | |
| ●LA4 | 団体交渉協定の対象となる従業員の割合。 | 30 |
| ●LA5 | 労働協約に定められているかどうかも含め、著しい業務変更に関する最低通知期間。 | — |
| 労働安全衛生 | | |
| ○LA6 | 労働安全衛生プログラムについての監視および助言を行う公式の労使合同安全衛生委員会の対象となる総従業員の割合。 | 29-30 |
| ●LA7 | 地域別の、傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割合および業務上の総死亡者数。 | — |
| ●LA8 | 深刻な疾病に関して、労働者、その家族またはコミュニケーションのメンバーを支援するために設けられている、教育、研修、カウンセリング、予防および危機管理プログラム。 | 29-30 |
| ○LA9 | 労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛生のテーマ。 | 29 |
| 研修および教育 | | |
| ●LA10 | 従業員のカテゴリ別の、従業員あたり年間平均研修時間。 | — |
| ○LA11 | 従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了計画を支援する技能管理および生涯学習のためのプログラム。 | 30 |
| ○LA12 | 定期的なパフォーマンスおよびキャリア開発のレビューを受けている従業員の割合。 | — |
| 多様性と機会均等 | | |
| ●LA13 | 性別、年齢、マイノリティグループおよびその他の多様性の指標に従った、統治体(経営管理職)の構成およびカテゴリ別の従業員の内訳。 | — |
| 男女の報酬不差別 | | |
| ●LA14 | 従業員のカテゴリ別の、基本給与の男女比。 | — |
| 社会性:人権 | | |
| 投資および調達 | | |
| ●HR1 | 人権事項を含むあるいは人権についての適性審査を受けた、重大な投資協定の割合とその総数。 | — |
| ●HR2 | 人権に関する適性審査を受けた主なサプライヤー(供給者)および請負業者の割合と取られた措置。 | — |
| ●HR3 | 研修を受けた従業員の割合を含め、業務に関連する人権的側面に関わる方針および手順に関する従業員の研修の総時間。 | 総研修時間は43時間(全参加者累計で約28,853時間)であり、国内連結従業員数の約9.0%が参加 |
| 無差別 | | |
| ●HR4 | 差別事例の総件数と取られた措置。 | — |
| 結社の自由 | | |
| ●HR5 | 結社の自由および団体交渉の権利行使が著しいリスクにさらされるかもしれないと判断された業務および主要なサプライヤーと、それらの権利を支援するための措置。 | — |
| 児童労働 | | |
| ●HR6 | 児童労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務および主要なサプライヤーと、児童労働の防止に貢献するための対策。 | — |
| 強制労働 | | |
| ●HR7 | 強制および義務労働の深刻な危険がある業務および主要なサプライヤー、および強制・義務労働の根絶に寄与するために取られた措置。 | — |
| 保安慣行 | | |
| ○HR8 | 業務に関連する人権の側面に関する組織の方針もしくは手順の研修を受けた保安要員の割合。 | — |
| 先住民の権利 | | |
| ○HR9 | 先住民の権利に関する違反事例の総件数と、取られた措置。 | — |

| 項目 | 指標 | 該当ページ、直接回答 および備考 |
|--------------------------|---|------------------|
| 評価 | | |
| ●HR10 | 人権の調査および／もしくは影響の評価を必要とする業務の比率と総数。 | — |
| 苦情の解決 | | |
| ●HR11 | 人権に関する苦情申し立ての数および、正式な苦情対応システムを通じて対処・解決された苦情の | — |
| 社会性:社会 | | |
| 地域コミュニティ | | |
| ●SO1 | 地域コミュニティとの取り決め、影響評価、開発計画などの履行をともなう事業(所)の比率。 | 10, 18 |
| ●SO9 | 地域コミュニティに及ぼす可能性の高い、または実際に及ぼしているネガティブな影響のある事業 | 9 |
| ●SO10 | 地域コミュニティにネガティブな影響を及ぼす可能性の高い、または実際に及ぼしている事業(所)で実施されている防止策や軽減策。 | 9-12 |
| 不正行為 | | |
| ●SO2 | 不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数。 | — |
| ●SO3 | 組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合。 | 19 |
| ●SO4 | 不正行為事例に対応して取られた措置。 | 19 |
| 公共政策 | | |
| ●SO5 | 公共政策の位置づけおよび公共政策開発への参加およびロビー活動。 | — |
| ○SO6 | 政党、政治家および関連機関への国別の献金および現物での寄付の総額。 | — |
| 非競争的な行動 | | |
| ○SO7 | 非競争的な行動、反トラストおよび独占的慣行に関する法的措置の事例の総件数とその結果。 | — |
| 法令遵守 | | |
| ●SO8 | 法規制の違反に対する相当の罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数。 | — |
| 社会性:製品責任 | | |
| 顧客の安全衛生 | | |
| ●PR1 | 製品およびサービスの安全衛生の影響について、改善のために評価が行われているライフサイクルのステージ、ならびにそのような手順の対象となる主要な製品およびサービスのカテゴリーの割合。 | 21-23 |
| ○PR2 | 製品およびサービスの安全衛生の影響に関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に | — |
| 製品およびサービスのラベリング | | |
| ●PR3 | 各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類とこのような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合。 | — |
| ○PR4 | 製品およびサービスの情報ならびにラベリングに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載。 | — |
| ○PR5 | 顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行。 | — |
| マーケティング・コミュニケーション | | |
| ●PR6 | 広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準および自主規範の遵守のためのプログラム。 | — |
| ○PR7 | 広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する規範および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載。 | — |
| 顧客のプライバシー | | |
| ○PR8 | 顧客のプライバシー侵害および顧客データの紛失に関する正当な根拠のあるクレームの総件数。 | — |
| 法令遵守 | | |
| ●PR9 | 製品およびサービスの提供および使用に関する法規の違反に対する相当の罰金の金額。 | — |